

(別紙)

## コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)

建設副産物の再生利用は、環境保全、資源の有効利用、処分場の不足などの事情から緊急に取り組むべき課題となっている。ここに定める「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」は、当面のコンクリート副産物の再生利用の促進策として、コンクリート用再生骨材、路盤材および埋め戻し材・裏込め材として再生利用する際の品質基準(案)をとりまとめたものである。

### コンクリート用骨材

#### (1) 再生骨材の品質

##### (1) 再生骨材の品質

- a) 再生骨材は、表1の品質を満足するものでなければならない。
- b) 表1の品質を満足しないものあるいは化学的、物理的に不安定な再生骨材はこれを用いてはならない。ただし、試験結果等から有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよい。

表1 再生骨材の品質

種別 \ 項目	再生粗骨材			再生細骨材		
	1種	2種		1種	2種	
吸水率(%)	3以下	3以下	5以下	7以下	5以下	10以下
安定性	12以下	40以下	12以下 (40以下)注)		10以下	

注) 凍結融解耐久性を考慮しない場合。

(解説)

- a) 再生骨材とは解体したコンクリート塊を破砕、粒度調整をして得られる骨材で、原骨材とそれに付着したセメントペースト・モルタル分(以下付着モルタルと呼ぶ)からなる。再生骨材の品質は再生骨材に付着しているモルタルの品質や量の影響を著しく受ける。このため、この暫定品質基準(案)では、モルタルの付着量と付着モルタルの品質に関連の深い吸水率および安定性を再生骨材の品質の指標とし、この2項目により、再生細骨材を2種類、再生粗骨材を3種類に分類した。表1の吸水率及び安定性の値の上限値は、主としてコンクリートの強度・耐久性に及ぼす影響を考慮して定めたものである。

再生粗骨材2種については、凍結融解に対する耐久性に関する既往の研究より図1

のように2つに分けた方が合理的であると考えられるため表1のように2組とした。

細骨材の吸水率を求めるのに必要な骨材の表面乾燥飽水状態の判定はJIS A1109「細骨材の比重及び吸水率試験」によるものとする。この場合、微粒分が多いときにはJIS A1103「骨材の洗い試験」に準じて微粒分を除去したものを試料としてもよい。

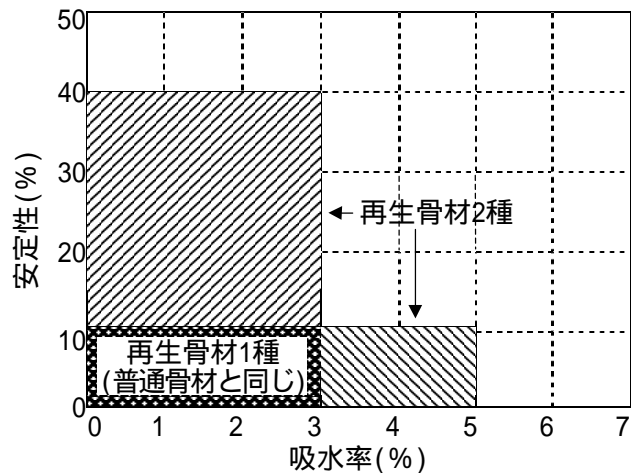


図1 吸水率と安定性の関係

再生骨材と普通骨材を混合して用いる場合には、その混合物(以下、混合骨材と呼ぶ)の品質は向上することが考えられるが、ここでは、耐久性等の安全を確保するため、混合骨材中の再生骨材のみの品質を混合骨材の品質として取り扱うこととした。

なお、再生骨材のうち普通骨材に比べて吸水率の大きいものでは、含水量の管理が難しく、再生骨材コンクリートの品質を一定に保つためにプレウェッチング等の考慮が必要となる場合がある。再生骨材においても24時間のプレウェッチングを行えば、それ以降の吸水はほとんどないと考えてよい。

- b) 骨材の化学的安定性に関する事項として、アルカリ骨材反応がある。再生骨材は原コンクリートが健全であれば、骨材そのものも化学的あるいは物理的に安定である可能性が高いが、アルカリ骨材反応は配合等の条件によっては再生骨材コンクリートでも生じる可能性もあり、耐久性が要求される構造物に再生骨材を用いる場合には、アルカリ骨材反应对策を講じる必要がある。対策としては、次のようなものがある。

骨材のアルカリシリカ反応性試験化学法あるいはモルタルバー法で無害と認められる骨材のみを用いる。

セメントはJIS R6501ポルトランドセメントに示される低アルカリ型セメントを使用する。

セメントはJIS R5211高炉セメントに適合する高炉セメント(B種またはC種)、もしくは混合材を混合したセメントでアルカリ骨材反応抑制効果の確かめられたものを用いる。

コンクリート中の1m<sup>3</sup>に含まれる総アルカリ量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。

しかしながら、再生骨材では骨材の変動が大きいことが予想され、の方法では正確には骨材そのものの反応性を把握できない可能性も高い。このため、の対策をとることが望ましい。なお、現在流通している普通ポルトランドセメントはほとんどが平成2年2月20日付け建設省技調発第45号「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」の全アルカリ量の規定を満足しており、よほど単位セメント量が多くない限りはほとんどの配合での対策が自動的にとれる状況にある。また、現在早強ポルトランドセメントは、普通ポルトランドセメントより全アルカリ量が若干低い状況にある。

(2) 粒度

- a) 再生骨材の粒度は表2の範囲を標準とする。ふるい分け試験は、JIS A1102によるものとする。
- b) 粗粒率の変動は、コンクリートの配合を定めるときに用いた粗粒率に比べて、再生細骨材で0.2以上変動してはならない。

表2 再生骨材の粒度範囲

ふるいの呼び寸法 (mm)			ふるいを通るものの重量百分率 (%)								
			50	40	30	25	20	15	10	5	2.5
再生粗骨材	最大寸法 (mm)	40	100	95 100			35 70		10 30	0 5	
		25			100	95 100		30 70		0 10	0 5
		20				100	90 100		20 55	0 10	0 5

ふるいの呼び寸法 (mm)		ふるいを通るものの重量百分率 (%)						
		10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
再生細骨材		100	90 100	80 100	50 90	25 65	10 35	2 15

(解説)

- a) 再生骨材の粒度については普通骨材と基本的には同様と考えてよい。普通骨材と再生骨材を混合使用する場合にも粒度の範囲は表2に示すものとしてよい。
- b) 再生骨材の場合も粒度の変動は小さくなるようにしなければならない。しかし、変動が大きく、コンクリートの配合を定めるときに用いた骨材に比べて、粗粒率が

細骨材で0.2以上変動した場合にはコンクリートのワーカビリティが変動するので配合を改めなければならない。

なお、再生骨材の粒度分布は碎石・砕砂のそれと同様の考え方ができるものとし、JIS A5005「コンクリート用碎石及び砕砂」の粒度分布を用いることとした。

(3) コンクリートに対する有害物含有量の限度

コンクリートに対する有害物の含有量は、表3の値とする。

表3 有害物の含有量(重量百分率)

(単位：%)

		再生粗骨材 1, 2, 3種	再生粗骨材 1, 2種
洗い試験 で失われ るもの	コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合	1.5以下	5以下
	その他の場合	1.5以下	7以下

(解説)

ここでは、コンクリートの物性あるいはセメントの硬化に影響を及ぼす有害物の、再生骨材中含含有量の限度について規定している。再生骨材に含まれる有害物は、原コンクリートに付着してきて十分に取り除かれなかった土と破碎によって生じた微粉分が主なものである。この他、海岸地域等に建設されたコンクリート構造物では海からの飛来塩分によってコンクリート表面部に比較的高い濃度の塩分を含むことがある。本暫定品質基準(案)では、この塩分を含有するモルタル分は再生細骨材に多く含まれることから、鉄筋コンクリートには用いないこととした。また、粗骨材に関しては、影響を及ぼす付着モルタル分が処理段階で十分取り除かれた再生粗骨材1種のみ使用可能とした。このため塩分によって鉄筋に障害を生ずる恐れはほとんどないと考えられる。この他の有害物は正規に造られた原コンクリートでは問題になることは少ないと考えられるため、本暫定品質基準(案)では有害物含有量の限度を洗い試験で失われるものについてのみ規定した。

洗い試験で失われる物のうち、破碎粉は破碎の際に比較的多量に生じ、かなりの部分は除去されるが、残留したのもも配合には若干の影響を与えるものの、コンクリートの強度・耐久性に与える影響は少なく、このため、碎石および砕砂における有害物含有量

の最大値を適用した。

また、再生骨材の原料となる原コンクリートにアスファルトやレンガが混入して、これらが事前に除去されなかった場合、再生骨材コンクリートの品質に悪影響を与える。このため、こうした混在物は事前にできる限り取り除かなければならない。

## (2) 再生骨材コンクリート

### (4) 再生骨材コンクリートの品質

- a) 再生骨材コンクリートの種類は表4によることを原則とする。ただし、別途検討を行いその構造物の使用条件下で何ら問題なく使用できると認められた場合には、表4に示す種類あるいは骨材の組合せに限定されなくともよい。

表4 再生骨材コンクリートの種類

再生骨材コンクリートの種類	再生骨材コンクリートの用途	使用粗骨材	使用細骨材
	鉄筋コンクリート、無筋コンクリート等	再生粗骨材1種	普通骨材
	無筋コンクリート等	再生粗骨材2種	普通あるいは再生細骨材1種
	捨てコンクリート等	再生粗骨材3種	再生細骨材2種

- b) 重要構造物に使用する再生骨材コンクリートはAEコンクリートを原則とし、かつ耐久性を考慮した水セメント比としなければならない。

### (解説)

再生骨材コンクリートでは、強度は再生骨材の付着モルタル部分に支配されるため、セメント水比を大きくしても普通コンクリートほど強度は大きくならない。この基準ではこれまでに得られた知見やデータをもとに、大幅に単位水量を増やさずに再生骨材を使用できる範囲を考慮し、かつ構造物の強度や耐久性に問題を生じないように、また経済性等を考慮して、表4のような骨材の組合せと用途を示した。

再生骨材コンクリートでは、高強度化を期すのは品質的にも経済的にも不利で、従って合理的に使用される範囲も限定される。合理的に使用できる設計基準強度の目安を参考までに示すと以下の通りである。

再生骨材コンクリート : 180 ~ 210kgf / cm<sup>2</sup>  
 : 160 ~ 180kgf / cm<sup>2</sup>  
 : 160kgf / cm<sup>2</sup>未満

それぞれの用途に対応する構造物の種類の例としては解説表1に示すものがある。

コンクリートの耐久性を確保するためには、骨材の耐久性とともにコンクリート自体の空気量および水セメント比にも配慮しなければならない。このため重要構造物に使用する再生骨材コンクリートはAEコンクリートとし、水セメント比は関連する基準に示された最大値以下とする。

普通骨材を再生骨材と混合して用いる場合には再生骨材のみを用いる場合より強度発現が大きくなる傾向にあるが、コンクリートの品質としては強度のみならず耐久性等を考慮しなければならない。再生骨材の品質はコンクリートの耐久性に大きく影響するため、再生骨材と普通骨材を混合使用した場合でも混合比に関係なく、混合骨材中の再生骨材の種類のみで再生骨材コンクリートの種類を決定することとした。

また、原コンクリート中に大量の塩分がしみこんでいることも予想して、鉄筋コンクリートに再生骨材を使用する場合にはモルタル分を十分に落とした再生粗骨材1種は使用できるものとし、再生細骨材は用いないこととした。

解表1 再生骨材コンクリートの適用構造物の例

再生骨材コンクリートの種類	構 造 物
	橋梁下部工、擁壁、トンネルライニング等
	コンクリートブロック、道路附属物基礎、側溝、集水桝基礎、重力式擁壁、重力式橋台、法枠、中埋めコンクリート、消波根固めブロック、砂防ダムおよびその付帯工
	捨てコンクリート、均しコンクリート、強度の必要ない裏込めコンクリート、土間コンクリート、その他建築物の非構造体

#### 路盤材

コンクリート副産物の路盤材料への利用に関しては、「プラント再生舗装技術指針」(日本道路協会、1992.12)があり、コンクリート副産物の破砕物も舗装要綱のクラッシュランまたは粒度調整砕石の規格を満たせば使用できるようになっている。

以下に「プラント再生舗装技術指針」に規定されている品質基準を示し、コンクリート副産物の路盤材への使用にあたっての暫定品質基準案とする。

(1) 下層路盤材

下層路盤に使用する再生材の品質は、表5の規格を満足するものとする。

表5 下層路盤に用いる再生材の品質

項目 適用	工 法 ・ 材 料	修 正 C B R (%)	P (塑性指数)	一 軸 圧 縮 強 さ 材 齢 kgf / cm <sup>2</sup> (MPa)
簡易舗装	再生クラッシュラン	10以上 [ 20以上 ]	9 以 下	
アスファルト舗装	再生クラッシュラン	20以上 [ 30以上 ]	6 以 下	
	再生セメント安定処理			7日 10(1.0)
	再生石灰安定処理			10日 7(0.7)
セメント コン クリート舗 装	再生クラッシュラン	20以上 [ 30以上 ]	6 以 下	
	再生セメント安定処理			7日 10(1.0)
	再生石灰安定処理			10日 5(0.5)

注)

(1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤・基層・表層の合計厚が次に示す数値よりも小さい場合には修正CBRの基準値に [ ] 内の数値を適用する。

北海道地方.....20cm

東北地方.....30cm

その他の地域.....40cm

なお、40 でCBR試験を行う場合は通常値を満足すればよい。

(2) 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験〔粒度は道路用碎石S 13(13 5mm)のもの〕とする。

(3) 再生クラッシュランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみP の規定を適用する。

(4) セメントコンクリート舗装に再生クラッシュランを用いる場合、試験路盤より支持力が確認できるときや過去の例で経験的に耐久性が確認されているときは、425 μmふるい通過分のP を10以下としてもよい。また、この場合で425 μmふるい通過量が10%以下の材料ではP が15のものまで用いることができる。

(2) 上層路盤材

上層路盤に使用する再生材の品質は、表6の規格を満足するものとする。

表5 上層路盤に用いる再生材の品質

項目 適用	工法・材料	修正CBR (%)	一軸圧縮強 さkgf/cm <sup>2</sup> (MPa)	マーシャル 安定度 kgf (KN)	その他の 品質
簡易舗装	再生粒度調整 碎石	60以上 [ 70以上 ]			P 4以下
	再生加熱アス ファルト安定 処理混合物			350以上 (3.43以上)	フロー値10 ~40 (1/100cm) 空隙率3~ 12%
	再生セメント 安定処理混合 物		材齢 7日 25 (2.5)		
	再生石灰安定 処理混合物		材齢 10日 7 (0.7)		
アスファ ルト舗装	再生粒度調整 碎石	80以上 [ 90以上 ]			P 4以下
	再生加熱アス ファルト安定 処理混合物			350以上 (3.43以上)	フロー値10 ~40 (1/100cm) 空隙率3~ 12%
	再生セメント 安定処理混合 物		材齢 7日 30 (2.9)		
	再生石灰安定 処理混合物		材齢 10日 10 (1.0)		
セメント コンク リート舗 装	再生粒度調整 碎石	80以上 [ 90以上 ]			P 4以下
	再生加熱アス ファルト安定 処理混合物			350以上 (3.43以上)	フロー値10 ~40 (1/100cm) 空隙率3~ 12%
	再生セメント 安定処理混合 物		材齢 7日 20 (2.0)		
	再生石灰安定 処理混合物		材齢 10日 10 (1.0)		

注)

(1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整碎石は、修正CBRの基準値に [ ] 内の数値を適用する。ただし、40 でCBR試験を行う場合は、通常



の値を満足すればよい。

- (2) 上層路盤に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法は口サンゼルスすりへり減量試験〔粒度区分は道路用砕石S 13(13~5mm)のもの〕とする。
- (3) 再生粒度調整砕石の材料として路盤再生骨材もしくは再生路盤材を用いる場合のみPの規定を適用する。
- (4) セメントコンクリート舗装に再生粒度調整砕石を用いた場合は、表6の規格を満足するものを用いることが望ましいが、それ以外の材料であっても試験路盤により支持力が確認されている場合は、425 $\mu$ mふるい通過分のPを6以下としてもよい。また、この場合で425 $\mu$ mふるい通過量が10%以下の材料ではPが15のものまで用いることができる。

参考表1 再生クラッシュランの望ましい粒度範囲

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)		
		40~0 (RC 40)	30~0 (RC 30)	20~0 (RC 20)
通過 質量 百分率 (%)	53 mm	100		
	37.5mm	95~100	100	
	31.5mm		95~100	
	26.5mm			100
	19 mm	50~80	55~85	95~100
	13.2mm			60~90
	4.75mm	15~40	15~45	20~50
	2.36mm	5~25	5~30	10~35

〔注〕 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

参考表2 再生粒度調整砕石の望ましい粒度範囲

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)		
		40~0 (RM 40)	30~0 (RM 30)	20~0 (RM 20)
通過 質量	53 mm	100		
	37.5mm	95~100	100	
	31.5mm		95~100	100
	26.5mm			95~100
	19 mm	60~90	60~90	

百分率 (%)	13.2mm			55 ~ 85
	4.75mm	30 ~ 65	30 ~ 65	30 ~ 65
	2.36mm	20 ~ 50	20 ~ 50	20 ~ 50
	425 μm	10 ~ 30	10 ~ 30	10 ~ 30
	75 μm	2 ~ 10	2 ~ 10	2 ~ 10

〔注〕 アスファルトコンクリート再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

埋め戻し材・裏込め材

コンクリート副産物の再生クラッシュランおよび再生砂を埋め戻し材・裏込め材として利用するにあたっての品質基準を以下のように規定する。

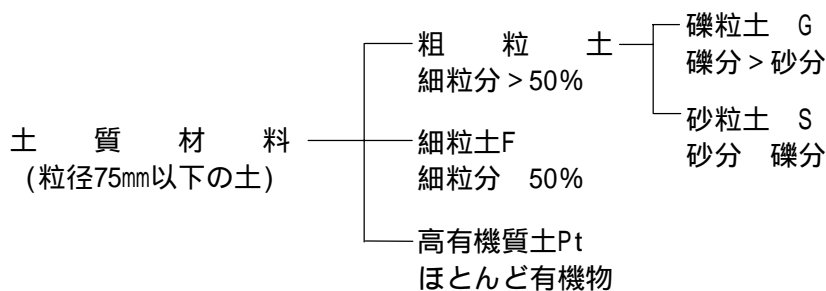
- (a) 再生クラッシュラン：最大粒径は目的に応じて適宜選択する。
- (b) 再生砂：細粒分(75 μm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。

(解説)

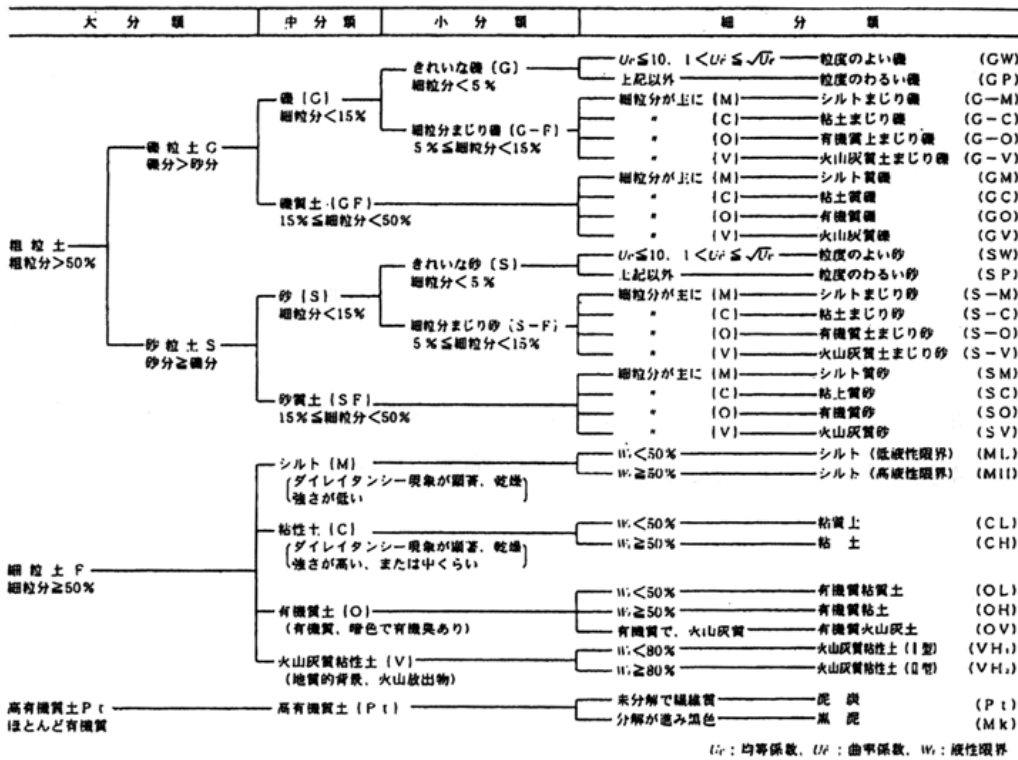
再生砂については、再生処理方法等を考えると埋め戻し材・裏込め材として問題を生ずることは少ないと考えられる。ここでは75 μm以下の細粒分があまりにも多くなることは、埋め戻しや裏込めを行った構造物の長期の安定性等を考慮して避けるべきものと判断し、参考図1に示した土の工学的分類における粗粘土に基づき、上述のような品質基準を定めた。

	5 μm	75 μm	425 μm	2mm	4.75mm	19mm	75mm
粘 土	シルト	細 砂	粗 砂	細 礫	中 礫	粗 礫	
		砂		礫			

(a) 土質材料の粒径区分とその呼び名



(b) 土の工学的分類体系(大分類)



参考図1 土の工学的分類方法(案)

(c) 塑性図

